



答申第 496 号  
平成 27 年 7 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 27 年 7 月 6 日付け神保障更第 170 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

市営駐車場の障害者用駐車券受給者に係る資格喪失者の抽出  
及び居所情報の提供について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 市営駐車場の障害者用駐車券の更新（3 年毎）にあたり、資格喪失者を把握するために、身体障害者手帳情報及び療育手帳情報を保健福祉局障害福祉部障害者更生相談所から建設局道路部計画課へ提供することは、更新事務の正確かつ効率的な実施が可能となり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

市営駐車場の障害者用駐車券受給者に係る資格喪失者の抽出  
及び居所情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【個人情報の項目】

障害者用駐車券受給者に係る  
身体障害者手帳情報及び療育手帳情報のうち

- ・住所（変更のあった場合のみ）
- ・手帳番号（変更のあった場合のみ）
- ・市外転出（資格喪失）者の抽出
- ・死亡（資格喪失）者の抽出



答申第 497 号  
平成 27 年 7 月 6 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 27 年 7 月 6 日付け神保障こ第 464 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

市営駐車場の障害者用駐車券受給者に係る資格喪失者の抽出  
及び居所情報の提供について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 市営駐車場の障害者用駐車券の更新（3 年毎）にあたり、資格喪失者を把握するために、精神障害者保健福祉手帳情報を保健福祉局障害福祉部こころの健康センターから建設局道路部計画課へ提供することは、更新事務の正確かつ効率的な実施が可能となり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

市営駐車場の障害者用駐車券受給者に係る資格喪失者の抽出  
及び居所情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【個人情報項目】

障害者用駐車券受給者に係る  
精神障害者保健福祉手帳情報のうち

- ・住所（変更があった場合のみ）
- ・精神障害者保健福祉手帳情報（「無」または等級が1級以外の場合）



答申第 498 号  
平成 27 年 7 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 27 年 7 月 6 日付け神建道計第 281 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

市営駐車場の障害者用駐車券受給者に係る資格確認  
及び居所調査について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 市営駐車場の障害者用駐車券の更新（3 年毎）にあたり、資格喪失者及び居所の最新情報を把握し電子計算機処理することは、障害者用駐車券の更新事務の正確かつ効率的な実施が可能となり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

市営駐車場の障害者用駐車券受給者に係る資格確認及び居所調査について  
・ (条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【個人情報項目】

- ・ 氏名 (漢字・カナ)
- ・ 生年月日
- ・ 住所
- ・ 車両番号
- ◎ 手帳番号

◎ 【身体障害者手帳情報】

◎ 【療育手帳情報】

- ・ 市外転出 (資格喪失) 者の抽出 (転出先は不要)
- ・ 死亡 (資格喪失) 者の抽出

◎ 【精神障害者保健福祉手帳情報】

- ・ 精神障害者保健福祉手帳情報 (「無」または等級が 1 級以外の場合)